

東播磨港港湾計画書

— 改 訂 —

平成 10 年 3 月

東播磨港港湾管理者

本計画書は

- ・昭和 58 年 10 月 第 8 回兵庫県港湾審議会
- ・昭和 58 年 12 月 港湾審議会第 104 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・昭和 60 年 2 月 兵庫県港湾審議会（第 1 回特別部会）
- ・平成 2 年 1 月 兵庫県港湾審議会（第 2 回特別部会）
- ・平成 5 年 1 月 兵庫県港湾審議会（第 3 回特別部会）
- ・平成 9 年 1 月 兵庫県港湾審議会（第 4 回特別部会）

の議を経た東播磨港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I. 港湾計画の方針	1
II. 港湾の能力	3
III. 港湾施設の規模及び配置	4
1. 公共ふ頭計画	4
2. 専用ふ頭計画	5
3. 水域施設計画	6
4. 外郭施設計画	7
5. 小型船だまり計画	8
6. マリーナ計画	10
7. 臨港交通施設計画	11
IV. 港湾の環境の整備及び保全	12
1. 港湾環境整備施設計画	12
V. 土地造成及び土地利用計画	13
VI. その他重要事項の計画	15
1. 大規模地震対策施設計画	15

I. 港湾計画の方針

東播磨港は、播州平野東部の海の玄関口として、古くから利用されていた二見、別府、高砂の地方港湾を昭和38年11月に統合して設立された重要港湾である。

港湾の取扱貨物量は、平成8年において、外貿2,059万トン、内貿2,085万トン、合計4,144万トンとなっており、港湾及び背後地域における産業等の諸活動に対応し、輸出において金属類、輸入において鉱産品が主な取扱貨物となっている。

本港の位置する播磨地域は、昭和60年西播磨テクノポリス地域、平成6年播磨地方拠点都市地域の指定を受けている。また、既に開通している中国縦貫自動車道、山陽自動車道に加え、播磨空港や明石海峡大橋等の整備に伴い、西日本の交通の要衝としての地位もますます高まることが予想される。このため、本港においては、今後とも交通アクセスの利便性や広大な背後地域のポテンシャルを活かした物流の拠点として重要な役割を果たすことが期待されている。

また、近年の公共水際線開放への期待や背後都市の高次機能化、防災性の向上に係る意識の高まり等、本港をとりまく社会条件、経済条件の変化の中で多様な要請が生じている。

このような情勢に対処するため、平成20年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 播磨地域東部の流通拠点として物流機能の強化を図る。
- 2) 港湾における快適な環境の創出を図るため、緑地等の親水空間の形成を図る。
- 3) プレジャーボート、漁船等の適切な収容を図る。
- 4) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
- 5) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、陸域 1,403ha と水域 2,363ha からなる港湾空間を以下のように利用する。

① ^{ふたみ}二見地区、^{はりま}播磨地区、^{いほ}伊保地区は物流関連ゾーンとする。

② ^{かこがわ}加古川地区、^{たかさご}高砂地区、^{あらい}荒井地区、伊保地区は生産関連ゾーンとする。

③ 二見地区から伊保地区にいたる河川、水路沿いは緑地・レクリエーションゾーンとする。

Ⅱ. 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	2, 040万トン
	内 貿	2, 050万トン
	合 計	4, 090万トン
入港最大標準船型		10 万 D/W 級
港湾利用者数	マ リ ー ナ 利 用 者	5万人

Ⅲ. 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1. 公共ふ頭計画

1-1 二見地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

1-2 加古川地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m

ふ頭用地 1ha(荷捌施設用地及び保管施設用地)

2. 専用ふ頭計画

2-1 播磨地区

企業活動の要請に対応し、専用ふ頭を次のとおり計画する。

水深 4 m ドルフィン 1 バース

2-2 加古川地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
水深 12 m	岸壁 3 バース	延長 685 m
水深 4 m	物揚場	延長 150 m

3. 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画			
播磨地区	播磨航路	水深 12 m	幅員 250～360 m

3-2 泊地

既定計画どおりとする。

既定計画		
二見地区	水深 12 m	面積 28ha
加古川地区	水深 12 m	面積 15ha

4. 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

既定計画どおりとする。

既定計画

二見地区	東防波堤	延長 100 m
播磨地区	西防波堤	延長 100 m
加古川地区	南防波堤	延長 500 m
	中防波堤	延長 250 m
	西防波堤	延長 400 m

5. 小型船だまり計画

漁船の収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

東二見地区

泊地	水深 2 m	面積 1ha	
物揚場	水深 2 m	延長 120 m	
ふ頭用地	1ha		
泊地	水深 2 m	面積 1ha	(既定計画)
防波堤	延長 300 m(うち 230 m既設)		(既定計画)

西二見地区

泊地	水深 2 m	面積 1ha	
物揚場	水深 2 m	延長 80 m	
ふ頭用地	1ha		

高砂地区

泊地	水深 2 m	面積 1ha	
物揚場	水深 2 m	延長 30 m	
船揚場	延長 20 m		
ふ頭用地	1ha		

伊保地区

物揚場 水深 2 m 延長 10 m

ふ頭用地 1ha

放置艇の適正な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

西二見地区

小型さん橋 5 基

播磨地区

小型さん橋 7 基

高砂地区

小型さん橋 1 基

6. マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

二見地区

防波堤	延長 545 m
小型さん橋	5 基
レクリエーション施設用地	1ha

7. 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

既定計画どおりとする。

既定計画

臨港道路 加古川地先連絡線

起点 加古川地区公共ふ頭 終点 市道加古川別府港線 2車線

IV. 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1. 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

荒井地区	緑地	3ha
東二見地区	緑地	1ha（既定計画）
加古川地区	緑地	16ha（既定計画）

V. 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位:ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	その他緑地	レクリエーション施設用地	廃棄物処理施設用地	公共用地	合計
伊 保	6	5	99	30	3	16			2			161
荒 井	1		277				3					280
高 砂	4		115	6	3		5	12				145
尾 上	1		1		1		2					3
加古川	1	25	591		1		16			17		652
別 府	4	5	5		1		2					16
播 磨	19		147	102	4			10				282
二 見	21		54	152	2			18	(1) 1		1	(1) 247
西二見	1	7						2				10
東二見	2	10			1		1	1				13
計	60	52	1,288	290	14	16	28	43	(1) 2	17	1	(1) 1,810

注1. ()内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位:ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	その他緑地	レクリエーション施設用地	廃棄物処理施設用地	公共用地	合計
伊 保	5	5	99	30	3			2			145
荒 井	1		280								280
高 砂	4		115	6	3	5	12				145
尾 上	1		1		1	2					3
加古川	1	25	591		1	16			17		652
別 府	4	5	5		1	2					16
播 磨	19		147	102	4		10				282
二 見	21		54	152	2		18			1	247
西二見	1	7					2				9
東二見	2	10			1		1	1			13
計	59	52	1,292	290	14	25	43	2	17	1	1,793

注1. 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

Ⅵ. その他重要事項の計画

1. 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

二見地区

水深	7.5 m	岸壁	1バース	延長	130 m
----	-------	----	------	----	-------